

充実した
留学生活のために

留学生住宅総合補償 (略称: 留補償)

～賠償事故に備えると共に、賃貸借契約における連帯保証人(※)の経済的負担を軽くするための制度～

日本では、お部屋を借りるときに連帯保証人(※)が必要になります。留補償は、学校関係者が連帯保証人になる場合に、留学生が利用できる制度です。

(※) 連帯保証人…留学生(賃借人)が家賃などを払わないとき、代わりに賃貸人に対して支払いをする人。連帯保証人が代わりに支払った場合、留学生(賃借人)は連帯保証人に支払わなければなりません。

1. 補償内容

この制度は海外旅行保険(①留学生賠償責任保険と②傷害後遺障害保険)と保証人補償基金(③保証人補償)からできています。詳しい補償内容は必ず「補償のあらまし」(P.5)でご確認ください。

①留学生賠償責任保険



留学生本人が<日常生活における事故>または<留学のための宿泊・居住施設の使用等における事故>によって他人にけがを負わせたり、他人の物を壊したりして損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

(注) 部屋に与えた損害では、火災、爆発、破裂、漏水等による水濡れが原因となった場合のみ対象となります。

②傷害後遺障害保険



留学生本人が<交通事故やスポーツ等の偶然な事故>によるけががもとで、事故の日からその日を含め180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じた保険金をお支払いします。

(注) 後遺障害の残らない通常のけがは対象となりません。

③保証人補償

留学生(賃借人)の家賃の未払い等により、連帯保証人が賃貸人から連帯保証債務の履行請求を受けて支払った場合に、連帯保証人に対して補償金をお支払いします。

(注) 補償期間中に物件の解約・明け渡しを完了させた場合に限ります。

※海外旅行保険は、(公財)日本国際教育支援協会が契約者となり東京海上日動火災保険(株)との間で包括契約を締結している保険です。

※保証人補償基金は、(公財)日本国際教育支援協会が運営する基金です。

2. 補償対象者

○ 海外旅行保険（留学生賠償責任保険・傷害後遺障害保険）：留学生
 留補償協力校である日本の大、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）及び法務大臣の告示をもって定められた日本語教育機関に入学した方及び入学確実な方で、原則として在留資格「留学」を有する方

○ 保証人補償基金（保証人補償）：賃貸借契約の連帯保証人
 留学生の民間宿舎等への入居に際し、賃貸借契約の連帯保証人である機関・個人
 ① 大学等・日本語教育機関及びその教職員（留学生センター長・留学生課長等）
 ② 地域の国際交流協会・センター等

3. 補償期間

補償期間は、留学生の在留期間に応じて、1年間または2年間とします。
 ただし、すでに留補償に加入している場合、原補償期間満了日までに加入手続を行うことで、6か月間の補償期間も利用できます。

	補償開始日（始期）	補償終了日（終期）
<新規加入>	<ul style="list-style-type: none"> 加入手続を行った翌日（注1） 賃貸借契約開始日 } いずれか遅い方の日の午前0時から	始期応当日前日の午後12時まで
<継続加入>	原補償期間満了日の翌日（注2）の午前0時から	

(注1) 留学生が（公財）日本国際教育支援協会に保険料等負担金を振込み、かつ学校から加入者控の交付を受けた日の翌日。

(注2) すでに留補償に加入している方が、補償期間満了前に継続のための加入手続を完了させている場合に限ります。

(注3) 「留学」の在留資格による在留期間が終了した場合や、卒業または退学等により学校に在籍しなくなった場合、あるいは保証人補償が不要となった場合は、原則として補償が終了しますので解約手続を行ってください。

<例>

補償期間	補償開始日	補償終了日
1年間	2020年3月1日午前0時	2021年2月28日午後12時
2年間	2020年3月1日午前0時	2022年2月28日午後12時
6ヶ月	2020年3月1日午前0時	2020年8月31日午後12時

※ 補償期間は残存する在留期間に合わせて選択してください。なお、補償期間1年間または2年間に再度加入して補償を継続することもできます。

- ・ 残存する在留期間が1年以内の場合……補償期間1年間で加入
- ・ 残存する在留期間が1年を超える場合…①補償期間1年間で加入後6か月延長

または
 ②補償期間2年間で加入

4. 保険料等負担金

補償期間	1年間	2年間	6か月(延長) ^(注5)
保険料等負担金 (注4)	4,000円	8,000円	2,000円

(注4) 保険料等負担金は、海外旅行保険(留学生賠償責任・傷害後遺障害)保険料と保証人補償基金加入金を合計したものです。

(注5) 既加入者のみ選択することができます。

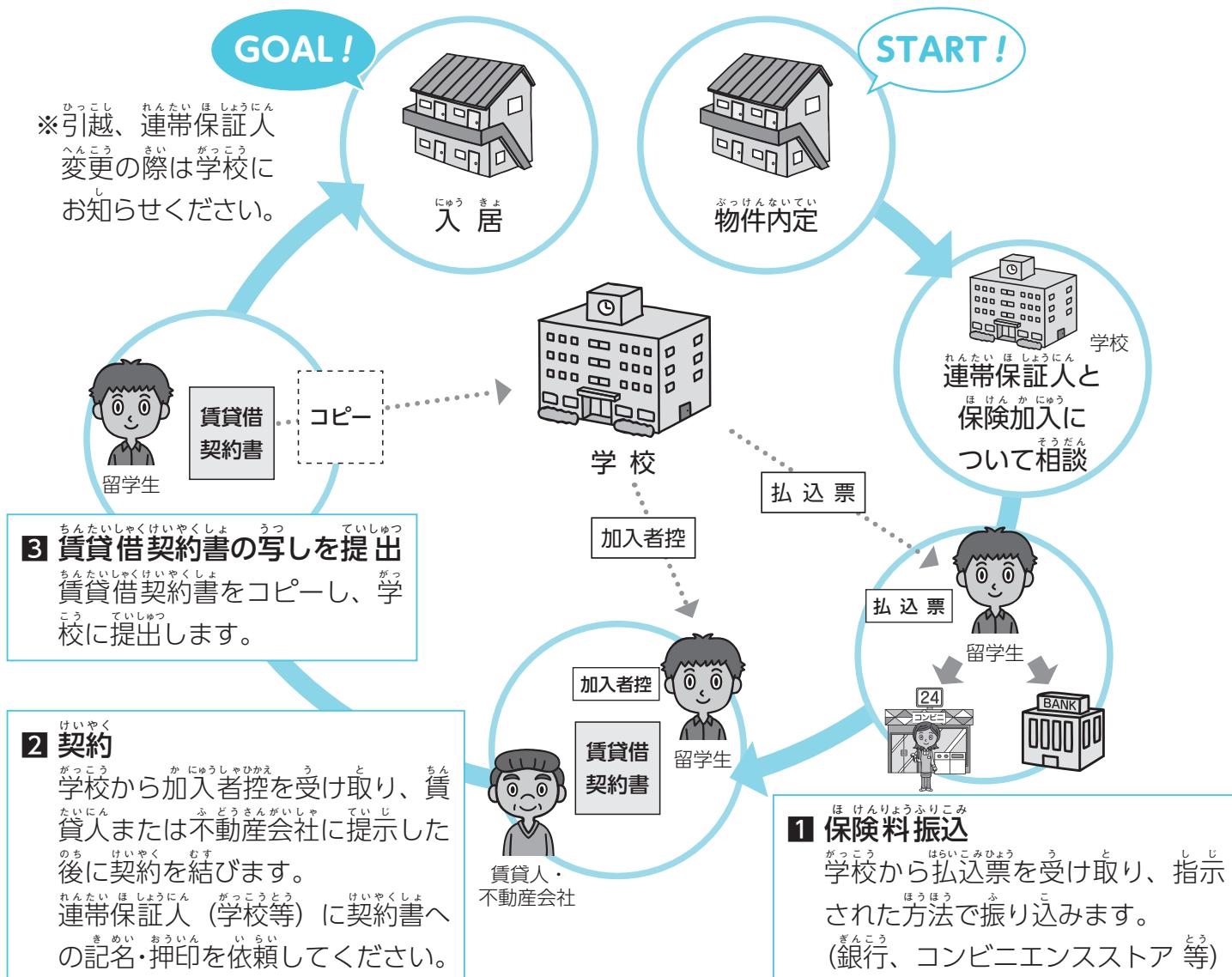
5. 保険金額・補償金額

補償内容	補償対象者	保険金額・補償金額(支払限度額)
①留学生賠償責任 ②傷害後遺障害	留学生	一事故 5,000万円限度
		240万円限度
③保証人補償	保証人	30万円限度

(注6) 一事故あたりの上限金額です。なお、免責金額(被保険者の自己負担となる金額)は0円です。

6. お申込み方法

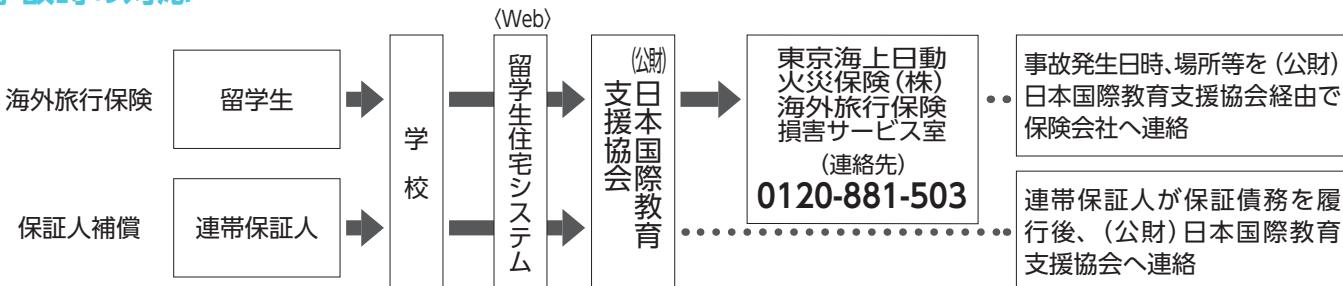
この制度へのお申込手続きは、概ね次のような流れで行います。



7.ご加入の際のご注意

- ①申込内容を十分ご確認のうえご加入ください（告知義務）。
- ご加入の際には、申込手続の記載事項に間違いかないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。
- また、次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。ご不明な点は、（公財）日本国際教育支援協会または引受保険会社までご照会ください。
- ・補償期間中にピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプローレン搭乗、その他これらに類する危険な運動をされる場合
 - ・補償期間中に航空機操縦をされる場合（ただし、お仕事での航空機操縦については除きます。）
 - ・補償期間中に自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
 - ・補償期間中に危険なお仕事（例えば、プロボクシング、プロレスリング等）に従事される場合
- ②次の事項についてあらかじめご了承ください。
- ・ご加入の際、パスポートをご呈示いただく場合があります。

8.事故時の対応



！もし事故が起きたときは

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、事故の日時、場所、被害者名、事故状況等を30日以内に学校経由で（公財）日本国際教育支援協会にご通知ください。
- ②賠償事故の場合：保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
- したがって、賠償責任事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者（保険の対象となる方）ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。なお、保険会社の承認を得ないで、示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
- （お願い）学生が日本語でのやりとりに負担を感じることのないよう、必ず学校が（公財）日本国際教育支援協会及び保険会社との窓口になるようにしてください。

9.ご加入後の注意

- ①通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務）：ご加入後、契約内容に次のようなことが生じる場合には、必ず遅滞なく学校または（公財）日本国際教育支援協会または引受保険会社にご通知ください。ご通知がないときは、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。
- ・補償期間中に危険なお仕事（例えば、プロボクシング、プロレスリング等）に従事するようになった場合
- ②退学・出国により解約する場合は、学校または（公財）日本国際教育支援協会にご通知ください。未経過期間の保険料を返還できる場合があります。

・帰国予定が延びたことを理由とする保険期間の延長のお申し出はお引受けきれないことがあります。

③帰国予定のない方や日本に永住される方を被保険者とすることはできません。

そのため、保険契約締結並びに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

④保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて：引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

⑤ご契約内容および事故報告内容の確認について：損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結及び事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について（一社）日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までご照会ください。

10.その他ご注意いただきたいこと

このパンフレットは海外旅行保険・保証人補償基金の内容についてご紹介したものです。海外旅行保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、P.8の契約者または引受保険会社までお問い合わせください。

海外旅行保険は（公財）日本国際教育支援協会を保険契約者とし（公財）日本国際教育支援協会協力校に在籍する留学生で保証人補償基金に加入する留学生を被保険者とする海外旅行保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は（公財）日本国際教育支援協会が有します。

<海外旅行保険の保険金支払い対象となった事故例>

() 内は支払金額

- ・洗濯機の給水ホースが外れ漏水し、隣室等へ水損（677万円）
- ・台所で調理中、鍋の油に引火し、天井等を焼損（105万円）
- ・ガス爆発により風呂のボイラーガ破裂（12.6万円）
- ・自転車で走行中、人と接触し、けがを負わせる（601万円）
- ・自転車で走行中、自動車と接触し車体を損傷（21.6万円）
- ・凍結により給湯器が破裂（7万円）
- ・交通事故による失明（156万円）*

* 傷害後遺障害保険金。その他の事例は全て留学生賠償責任保険金。

■海外旅行保険(補償のあらまし)

お支払いする保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
留学生 賠償責任 保険金	<p>被保険者（保険の対象となる方＝留学生本人）が補償期間中の日常生活に起因する事故、または住宅（＊1）の所有、使用または管理に起因する事故で他人にけがをさせたり、他人の物（＊2）に損害を与える、法律上の損害賠償責任を負った場合。</p> <p>（＊1）住宅とは？ 被保険者（保険の対象となる方）の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。</p> <p>（＊2）レンタル会社より保険契約者または被保険者が直接借用了した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（セイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）、居住施設（部屋内の動産を含みます。）（＊3）を含みます。</p> <p>（＊3）居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより与えた損害のみお支払いの対象となります。 ・建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋（部屋内の動産を含みます。）の損害 ・部屋以外の損害</p>	<p>損害賠償金の額。 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額（P.3参照）が限度となります。</p> <p>（注1）損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ引受保険会社にご相談ください。</p> <p>（注2）損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>（注3）被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>	<p>たとえば、 ①戦争、その他変乱（＊4） ②放射線照射、放射能汚染 ③保険契約者または被保険者（保険の対象となる方）の故意 ④職務遂行またはアルバイト業務に関する賠償責任（仕事上の賠償責任） ⑤航空機、船舶（＊5）、車両（＊6）、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥受託品に関する賠償責任（＊2）で含める物はお支払いの対象になります。 ⑦親族に対する賠償責任 （＊4）戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 （＊5）ヨット、水上オートバイは保険金お支払いの対象となります。 （＊6）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。</p>
傷害 後遺障害 保険金	<p>被保険者（保険の対象となる方＝留学生本人）が、補償期間中の急激かつ偶然な外からの事故によるけがにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。被保険者が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金としてお支払いします。</p>	<p>（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額（P.3参照）の4%～100% お支払い額は、保険期間を通じて合計で傷害後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>たとえば、 ①保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、その他変乱（＊7） ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるけが ⑥けんかや自殺、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるけが ⑧旅行開始前、終了後に発生したけが （＊7）戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。</p>

■保証人補償基金(補償のあらまし)

補償金をお支払いする場合	補償金をお支払いしない場合
<p>賃借人である留学生が賃貸人に対して負担する債務のうち、次に掲げたものが履行されないことによって保証人が損害を被った場合、補償金をお支払いします。</p> <p>（1）家賃もしくは賃料及び共益費の支払い （2）借用戸室等の修理又は原状回復費用の支払い （ご注意） ・補償期間中に当該賃借物件の解約・明け渡しを完了させた場合に限りません。 ・留学生と連絡が取れている間は、まず保証人から留学生にご指導いただくようお願いしています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【求償権について】 保証人が補償金を受領した場合、保証した留学生に対する補償金相当額の債権は（公財）日本国際教育支援協会に譲渡されたものとし、同協会から当該留学生に請求することになります。 保証人には、求償権の行使に必要な留学生の行方に関する調査にご協力いただきます。</p> </div>	<p>次に掲げる損害に対しては補償金をお支払いしません。</p> <p>（1）賃借人である留学生が賃貸人に対して負担する債務とは認められない次に掲げる損害 ア 光熱水料 イ 町内会費 ウ その他、賃貸人が賃借人に代わって支払う義務のない債務の履行による損害 （2）保証人、賃貸人又はこれらの者の代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害 （3）家賃等の公正妥当でない値上げ、環境悪化、賃貸人の義務不履行等に起因して賃貸人と賃借人との間に争いがある場合に生じた不履行に基づく損害 （4）補償期間の開始時に家賃等の支払いの履行遅滞が生じていた賃借人にかかる損害 （5）補償期間が開始してもなお、賃貸借契約書が作成されていない場合、又は賃貸借契約の保証人が確定していない場合 （6）賃貸借契約締結後に、賃貸人、連帯保証人及び協力校の同意を得ることなく賃借人の変更又は転貸借契約をした場合 （7）留補償の申込み時に、留学生、保証人、又はこれらの代理人に詐欺行為があった場合</p>

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）必ずお読みください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は保険契約者である（公財）日本国際教育支援協会にお渡ししております保険約款によりますので、ご不明点については本パンフレットP.8記載の「お問い合わせ先」まで問い合わせてください。
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険をお申込みいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

※パンフレット及び加入者控等、加入内容がわかるものを保管くださるようお願いします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組み及び引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし、（公財）日本国際教育支援協会協力校に在籍する留学生で保証人補償基金に加入する留学生を被保険者（保険の対象となる方）とする包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は（公財）日本国際教育支援協会が有します。

この保険の名称、契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等については、P.1・P.2・P.8をご参照ください。

(2) 補償内容・保険期間（保険のご契約期間）

①主な支払事由（保険金をお支払いする場合）、保険金のお支払い額、②主な免責事由（保険金をお支払いしない主な場合）、③保険期間（補償期間）などについては、P.1～P.3・P.5をご確認ください。

(3) 引受条件（保険金額等）

この保険での引受条件（保険金額等）は予め定められた補償期間の中からお選びいただけます。補償期間についての詳細はP.2をご参照ください。

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただくご契約期間によって決定されます。保険料・保険料の払込方法については、P.3をご参照ください。

3. 満期返りい金・契約者配当金

この保険には満期返りい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方などが無条件にご加入されると保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務（告知義務）があります（引受保険会社には告知受領権があります）。告知義務の内容についてはP.4をご参照ください。
- もし、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。
- なお、ご契約を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) ご加入後における留意事項（通知義務等）

補償期間中に危険なお仕事（例えば、プロボクシング、プロレスリング等）に従事されるようになった場合の通知義務や事故などが発生した場合の手続き等についてはP.4をご参照ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできること等があります。

(3) 次回更改契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降のご継続のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

2. 責任開始期

保険責任は、原則として、P.2記載の補償期間（保険期間）の開始時から始まります。

3. 主な免責事由（保険金をお支払いしない主な場合）

P.5をご確認ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細はP.4をご参照ください。
(次頁に続きます。)

5. 個人情報の取扱いについて

P.7の「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

6. 新たな保険契約への切換えについて

現在のご加入を解約、減額などをすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

①現在のご加入を解約、減額などされる場合の不利益事項

○多くの場合、返り金は払込保険料の合計額より少ない額となります。

②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の責任開始期前の事故などの場合は、保険金が支払われない場合があります。

7. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度及び手続きの詳細については、パンフレット等記載の「お問い合わせ先」まで問い合わせてください。

8. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続きについてはパンフレット等をご参照ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・レントゲン・MRIなどの傷害または疾病的程度を証明する書類または証拠
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の「お問い合わせ先」まで問い合わせてください。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求するのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

【個人情報の取扱いについて】

保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ（※）各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社との間または東京海上日動火災保険株式会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動火災保険株式会社（および東京海上グループ各社）における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ (<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp>) をご覧ください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であることを、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださるようお願いします。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、下記の「お問い合わせ先」まで問い合わせてください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをこのパンフレット（重要事項説明書を含む）でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

保険金のお支払事由（主契約、特約を含みます。）及びお支払いする保険金

保険金額（ご契約金額）

保険期間（保険のご契約期間）

保険料

2. 補償期間中に下記の運動等を行う場合はご確認ください。

下記の運動等を行っている間の事故は、保険金がお支払いできないことがあります。ご不明な点は、（公財）日本国際教育支援協会または引受保険会社までご照会ください。

・山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）

・リュージュ、ボブスレー、スケルトン

・航空機（グライダー、飛行船を除く）の操縦（お仕事での航空機操縦を除く）

・スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗

・その他これらに類する危険な運動

・自動車、原動機付自転車、ゴーカート、モーターボート、その他これらに類する乗用具による競技・競争・興行（いずれも練習を含む）または試運転

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただけましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「主な免責事由（保険金をお支払いしない主な場合）等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。

●留学生賠償責任保険、傷害後遺障害保険については…

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL : **03-3515-4133** FAX : **03-3515-4132**

<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp>

●保証人補償については…

<契約者>

公益財団法人 日本国際教育支援協会

学生支援部 学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL : **03-5454-5275** FAX : **03-5454-5232**

<http://www.jees.or.jp/>

東京海上日動火災保険株式会社

フリーダイヤルご利用方法

●受付時間は平日の午前9時～午後5時です。

①左記フリーダイヤルにダイヤルします。

②留学生住宅総合補償の件であることをお伝えください。担当者につなぎ受付をいたします。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務等を行っています。

お問い合わせ先

事故のご連絡

指定紛争
解決機関